

# 御船町農業委員会会議録

令和4年7月11日

御 船 町 農 業 委 員 会

## 令和4年7月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年7月11日(月) 13時26分～13時52分

2. 場 所 御船町役場 保健センター 2階 研修室

3. 農業委員 (14名)

会 長 1番 富田 早苗

会長職務代理者 2番 荒木 義一

委 員 3番 坂本 保男 委 員 9番 徳永 廣敏

委 員 4番 野田 孝光 委 員 10番 渡邊 義高

委 員 5番 藤岡 雅子 委 員 11番 芥川 誠

委 員 6番 大西 敬一 委 員 12番 福島 則義

委 員 7番 森田 優二 委 員 13番 竹崎 幸雄

委 員 8番 池田 賢治 委 員 14番 吉田 敏郎

欠席者 7番 森田 優二 8番 池田 賢治

最適化推進委員 8名

4. 議事日程

1 開会

2 会長挨拶

3 議事録署名委員の指名

4 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について

5 議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について

6 議案第29号 農業経営基盤強化促進法第18条について

7 報告第17号 非農地判断について

8 報告第18号 耕作証明書の発行について

5. 農業委員会事務局職員

課 長 井上 辰弥

課長補佐 松崎 邦寿

主 査 前川 俊司

主 事 本田 美里

事務局 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので始めさせていただきます

きます。審議に入る前に総会の成立宣言をいたします。本日は、7番 森田委員、8番 池田委員から欠席の連絡を受けております。欠席者2名ということで、御船町農業委員会会議規則第6条により、過半数の出席をいただいておりますので、本総会が成立することを宣言いたします。また、農地利用最適化推進委員8名のご出席をいただいております。ありがとうございます。それではただいまより、7月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会会議規則第4条により富田会長よろしくお願ひいたします。

議長

はい、こんにちは。田植えも終わり一段落付いてゆっくりとされているころだと思います。それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。12番 福島委員、13番 竹崎委員よろしくお願ひいたします。それでは、議案第27号を提案いたします。事務局の説明をお願ひいたします。

事務局

議案書の1ページをお願ひします。

議案第27号 農地法第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求める。令和4年7月11日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。2ページをお願ひします。今月は、2件の申請が上がっております。

申請番号①

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △ 地目：畑 面積 751 m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

申請番号②

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △ 地目：畑 面積 3,388 m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

他に13筆ありますけれども読み上げは、割愛させていただきます。3ページをご覧ください。計畑14筆 19,282 m<sup>2</sup>になります。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。筆数は多くなっていますが、2件の申請になっています。それでは、申請番号①について担当の竹崎委員説明をお願ひいたします。

13番

7月1日に川部推進委員と事務局と現地確認をしました。申請地は、畑であります。場所は、4ページの地図をご覧ください。

七滝郵便局と七滝中央小学校の中間位のところになります。5ページをお開きください。以前、住宅への転用申請した時に分筆した残り部分になり、面積は、751㎡になります。第2項の該当する要件は充たしておりますので、許可相当と判断します。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございます。取得後は、栗を栽培されるようです。ご質問・ご意見ございませんか。無いようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号②について担当の野田委員説明をお願いいたします。

4番 はい。7月1日、上田推進委員と事務局で現地を確認しております。場所の地図は、8ページをご覧ください。吉無田高原の緑の村の駐車場の脇になります。面積は、2町程あります。購入目的は、牧草を植えたいということです。現況は、9ページから11ページに掛けての写真をご覧ください。若干砂利が写っている写真がありますが、これは以前役場がイベントを開催し、駐車場として使用した時の痕跡が少し残っているものです。これは、耕作に障害となりますので、撤去するというものでした。第2項の第1号から7号までの該当する箇所は、問題なく許可相当と判断します。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。ご質問・ご意見はございませんか。譲受人は、農家ですか。

4番 以前役場職員でした。現在、実家の農家の仕事をされておられます。他に、空き家問題についても携わっておられるようです。

議長 親が農業を営んでいる場合、子に資格があるのですか。

事務局 同居の家族の場合は、問題ありません。

議長 ○○○○の隣ということのようですが、緑の村は現在運営されていますか。

4番 草スキー場、キャンプ場、マウンテンバイク大会等を開設、開催しています。先程の砂利の件は、このマウンテンバイク大会の時の駐車場に利用されていました。

3番 牧草は、自家消費用ですか。

4番 ○○○○に提供されるものだと思いますが、近隣に畜産を営まれている農家が何軒かありますので、そちらへのものかも知れません。また、○○牧場もち近くにあります。

議 長 ○○○○は、養豚業でしたよね。どちらにしても、需要はあるということですね。他に、ご質問・ご意見はございませんか。無いようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、議案第 28 号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書 4 ページをお開きください。  
議案第 28 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。  
令和 4 年 7 月 11 日提出 御船町農業委員会 会長 富田 早苗。  
今月は、1 件申請が上がっております。

申請番号①

土地の所在地：大字○○字○○△ - △ 地目：畑 面積：542 m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名：大字○○△ ○○ ○○

譲受人の住所・氏名：大字○○△ - △ ○○ ○○

転用目的：資材置場 理由：5 条所有権移転（県許可）

2 筆目

土地の所在地：大字○○字○○△ - △ 地目：畑 面積：491 m<sup>2</sup>

転用目的・理由・譲渡人・譲受人の住所・氏名は同上です。

3 筆目

土地の所在地：大字○○字○○△ - △ 地目：畑 面積：50 m<sup>2</sup>

転用目的・理由・譲渡人・譲受人の住所・氏名は同上です。

計畑 3 筆 1,083 m<sup>2</sup>です。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは藤岡委員が担当ですので、説明をお願いいたします。

5 番 まず、場所の説明をします。説明資料の 15 ページをご覧ください。若宮神社から滝尾方面へ進んで、○○市場さんの向かい側にアパートがあり、その裏手になります。6 月 27 日に、森田農業委員と永本推進委員と事務局と現地の方を確認しております。17 ページの写真をご覧ください。この 4 枚の写真の右上の奥に写っているのが、国道 445 号線に面しているアパートになります。こちらの農地区分は、生産性の低い第 2 種農地で畑 3 筆 1,083 m<sup>2</sup>となります。現在は、写真のように耕作は行われておりません。申請者は、町内で建設業を営まれ、資材置場の増設を望まれておられました。申請地は、自宅兼事務所の裏側になります。左下の写真の奥に木立がありますが、そこ

の所有者との隣接同意が得られていない状況ではあります。その件についての理由書はあります。こちらに進入する道もありませんので、今後耕作の見込みもなく、今回の申請で利用されれば、荒れている農地が解消されるということで、問題ないと判断します。13 ページをご覧ください。今回は、資材置場です。排水関係は特に問題ないかと思われ。一般基準の1から10において、該当する項目は適当と判断いたします。以上のことから、許可相当と判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。皆さん、ご質問・ご意見はございませんか。無いようでしたら、私からです。隣接同意が取れていないことについて、詳しく説明をお願いします。

5番 隣の方が、「ブロック塀を建ててくれ」と条件を出されているのですが。境界がはっきりとしていません。もしブロック塀を建てるのであれば、両方で費用を負担することになります。今の時点では、ブロック塀は立てずに、1m程引いて土地の利用をするということで折り合いがついております。

事務局 この件に関して担当業者からは、地籍調査が入ってから、ブロック塀を境界に建てるということで、数十万円の費用負担が両方に掛かるため、とりあえず境界と思われるところから、若干引いてから土地を利用するというので、了解を得られております。

議長他に、ご質問・ご意見はございませんか。無いようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、議案第29号を提案します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書の6ページをお願いします。  
議案第29号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。  
令和4年7月11日提出 御船町農業委員長 富田早苗。  
7ページをお願いします。新規分の利用権設定等状況一覧表になります。今月は1件です。田の1,053㎡、計の1,053㎡です。続いて、8ページです。所有権移転分の利用権設定等状況一覧表になります。田の26,088㎡、畑の1,754㎡、計の27,842㎡です。9ページをお願いします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地

利用集積計画を定める。

令和4年7月11日提出 上益城郡御船町

10 ページに、令和4年第7回農用地利用集積計画総括表を掲載しております。今月分から読み上げます。田の1,053㎡、計の1,053㎡です。所有権移転分が、田の26,088㎡、畑の1,754㎡、計の27,842㎡です。続いて右側の本年累計です。田の298,765㎡内再設定が202,466㎡、畑の52,079㎡内再設定が44,572㎡、計の350,844㎡内再設定が247,038㎡です。所有権移転分が田の74,948㎡、畑の7,872㎡、計の82,820㎡。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、只今の事務局の説明にご質問・ご意見はございませんでしょうか。今回、公社が多数あがっているようですが、予め最終的な買い手が決まっていたのでしょうか。

事務局 買い手の当てがなく、公社が購入していたものではありません。  
議 長 これまで、公社が買い手の当てがなく買ったことはありますか。  
事務局 そのような事例は、これまでありません。買い手が決まっている土地の仲介ということになります。

議 長 他に、ございませんか。それでは、只今の事務局の説明に了解いただける方の挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。それでは、報告事項を第17号から第18号まで、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の11ページをお願いします。  
報告第17号 農地法の運用について第4(3)の規定に基づき別紙のとおり非農地と判断したので、報告する。

令和4年7月11日提出 御船町農業委員会

12 ページに、非農地と判断したものを載せております。非農地判断は1筆ではありますが、13 ページと一緒に申請されたけれども、非農地と認められなかった農地を掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。続いて、14 ページをお願いします。

報告第18号 別紙のとおり「耕作証明書」を発行したので報告する。

令和4年7月11日提出 御船町農業委員会

15 ページから19 ページまで5件分の耕作証明書の写しを掲載しておりますので、ご確認をお願いします。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。それでは、本日の議事はこれで終了いたします。お疲れ様でした。

上記の顛末を記載し相違なきことを  
証明するためにここに署名する。

12 番

㊞

13 番

㊞